

酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領
(令和8年4月10日付け中酪(生振)発第24号)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領	酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領
<p>令和5年4月13日付け5農畜機第300号承認 令和5年4月14日付け中酪(総務)発第40号 一部改正 令和6年2月8日付け5農畜機第7228号承認 一部改正 令和6年2月8日付け中酪(総務)発第590号 一部改正 令和6年4月11日付け6農畜機第356号承認 一部改正 令和6年4月12日付け中酪(総務)発第41号 一部改正 令和6年10月23日付け6農畜機第4774号承認 一部改正 令和6年10月25日付け中酪(総務)発第351号 一部改正 令和7年4月14日付け7農畜機第323号承認 一部改正 令和7年4月15日付け中酪(生振)発第33号 一部改正 令和7年9月17日付け7農畜機第4165号承認 一部改正 令和7年9月18日付け中酪(生振)発第298号 一部改正 令和7年11月21日付け7農畜機第5657号承認 一部改正 令和7年11月25日付け中酪(生振)発第369号 一部改正 令和8年4月9日付け8農畜機第142号承認 一部改正 令和8年4月10日付け中酪(生振)発第24号</p>	<p>令和5年4月13日付け5農畜機第300号承認 令和5年4月14日付け中酪(総務)発第40号 一部改正 令和6年2月8日付け5農畜機第7228号承認 一部改正 令和6年2月8日付け中酪(総務)発第590号 一部改正 令和6年4月11日付け6農畜機第356号承認 一部改正 令和6年4月12日付け中酪(総務)発第41号 一部改正 令和6年10月23日付け6農畜機第4774号承認 一部改正 令和6年10月25日付け中酪(総務)発第351号 一部改正 令和7年4月14日付け7農畜機第323号承認 一部改正 令和7年4月15日付け中酪(生振)発第33号 一部改正 令和7年9月17日付け7農畜機第4165号承認 一部改正 令和7年9月18日付け中酪(生振)発第298号 一部改正 令和7年11月21日付け7農畜機第5657号承認 一部改正 令和7年11月25日付け中酪(生振)発第369号</p>
前文 〔略〕	前文 〔略〕
第1 〔略〕	第1 〔略〕
第2	第2
1～5 〔略〕	1～5 〔略〕
6 取得物件等の取扱い	6 取得物件等の取扱い
(1)・(2) 〔略〕	(1)・(2) 〔略〕
(3) 管理利用規程等の整備	(3) 管理利用規程等の整備
生産者集団等及び生乳生産者団体等は、取得物件及び購入乳用牛の管理に当たっては、管理利用規程及び別紙様式第1号の管理台帳を整備するものと	生産者集団等及び生乳生産者団体等は、取得物件及び購入乳用牛の管理に当たっては、管理利用規程及び管理台帳を整備するものとする。

改正後	現 行
<p>する。 (4)～(7) [略] 7 [略]</p> <p>第3 事業の実施 1 事業実施計画の作成 生産者集団等及び生乳生産者団体等は、事業の実施に当たっては、別紙様式第2号の別添を内容とする事業実施計画を作成するものとする。</p> <p>2 搾乳継続計画の作成 (1) [略] (2) 生乳生産者団体等は、別紙様式第2号の別紙9の搾乳継続計画を作成した場合には、当該計画の対象地域の属する都道府県知事にこれを提出するものとする。これを変更した場合も同様とする。 (3) みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化 ア 酪農経営体等は、<u>「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」という。）に基づき、「みどりチェック」チェックシート（以下「「みどりチェック」チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックしたうえで、生産者集団等又は生乳生産者団体等に提出するものとする。</u> また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを生産者集団等又は生乳生産者団体等に提出するものとする。 イ 生産者集団等又は生乳生産者団体等は、全ての酪農経営体等からアの「みどりチェック」チェックシートを収集し、その一覧を会長に提出するものとする。一覧には、酪農経営体等の氏名及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。</p>	<p>(4)～(7) [略] 7 [略]</p> <p>第3 事業の実施 1 事業実施計画の作成 生産者集団等及び生乳生産者団体等は、事業の実施に当たっては、別紙様式第1号の別添を内容とする事業実施計画を作成するものとする。</p> <p>2 搾乳継続計画の作成 (1) [略] (2) 生乳生産者団体等は、別紙様式第1号の別紙9の搾乳継続計画を作成した場合には、当該計画の対象地域の属する都道府県知事にこれを提出するものとする。これを変更した場合も同様とする。 (3) みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化 ア 酪農経営体等は、<u>「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和6年12月20日付け6環バ第278号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」という。）に基づき、「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）（以下「環境負荷低減チェックシート（畜産経営体向け）」という。）」に記載された各取組について、事業実施年度中に実施する旨をチェックしたうえで、当該環境負荷低減チェックシート（畜産経営体向け）を生産者集団等又は生乳生産者団体等に提出するものとする。</u> また、実績報告時には、当該環境負荷低減チェックシート（畜産経営体向け）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを生産者集団等又は生乳生産者団体等に提出するものとする。 イ 生産者集団等又は生乳生産者団体等は、全ての酪農経営体等からアの環境負荷低減チェックシート（畜産経営体向け）を収集し、その一覧を会長に提出するものとする。一覧には、酪農経営体等の氏名及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。</p>

改正後	現行
<p>ウ 生産者集団等又は生乳生産者団体等は、「<u>環境配慮のチェック・要件化(みどりチェック)</u>の試行実施について」に基づき、当該通知別添1の「<u>みどりチェック</u>」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、これを会長に提出するものとする。</p> <p>また、実績報告時には、当該「<u>みどりチェック</u>」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを会長に提出するものとする。</p>	<p>ウ 生産者集団等又は生乳生産者団体等は、「<u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について</u>」に基づき、当該通知別添の<u>環境負荷低減</u>チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、これを会長に提出するものとする。</p> <p>また、実績報告時には、当該<u>環境負荷低減</u>チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを会長に提出するものとする。</p>
<p>第4 〔略〕</p>	<p>第4 〔略〕</p>
<p>第5 補助金交付の手続等</p> <p>1 補助金の交付申請</p> <p>生産者集団等及び生乳生産者団体等は、補助金の交付を受けようとする場合は、事業実施計画と合わせて、中央酪農会議会長（以下「会長」という。）が別に定める期日までに、別紙様式第2号の酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を会長に提出するものとする。</p> <p>2 事業の変更承認申請</p> <p>生産者集団等及び生乳生産者団体等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第3号の酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>3 補助金の概算払</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 生産者集団等及び生乳生産者団体等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第4号の酪農経営災害緊急支援対策事業補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。</p> <p>4 事業の実績報告</p> <p>生産者集団等及び生乳生産者団体等は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式第5号の酪農経営災害緊急支援対策事業実績報告書（以下</p>	<p>第5 補助金交付の手続等</p> <p>1 補助金の交付申請</p> <p>生産者集団等及び生乳生産者団体等は、補助金の交付を受けようとする場合は、事業実施計画と合わせて、中央酪農会議会長（以下「会長」という。）が別に定める期日までに、別紙様式第1号の酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を会長に提出するものとする。</p> <p>2 事業の変更承認申請</p> <p>生産者集団等及び生乳生産者団体等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。 〔略〕</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>3 補助金の概算払</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 生産者集団等及び生乳生産者団体等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の酪農経営災害緊急支援対策事業補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。</p> <p>4 事業の実績報告</p> <p>生産者集団等及び生乳生産者団体等は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の酪農経営災害緊急支援対策事業実績報告書（以下</p>

改正後	現行
<p>「実績報告書」という。)を会長に提出するものとする。</p>	<p>「実績報告書」という。)を会長に提出するものとする。</p>
<p>第6 運営状況の報告</p> <p>生産者集団等及び生乳生産者団体等は、構成員に貸し付けた物件（リース物件を含む。取得価格又は効用の増加価格（消費税及び地方消費税に相当する金額を含まない。）が50万円未満の機械及び器具を除く。）及び第1の1の(3)の事業により貸し付けた乳用牛の管理状況を取りまとめの上、自らが管理利用する取得物件と合わせて別紙様式第6号の運営状況報告書を作成し、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間（乳用牛にあつては4年間）、毎年5月31日までに会長に提出するものとする。</p>	<p>第6 運営状況の報告</p> <p>生産者集団等及び生乳生産者団体等は、構成員に貸し付けた物件（リース物件を含む。取得価格又は効用の増加価格（消費税及び地方消費税に相当する金額を含まない。）が50万円未満の機械及び器具を除く。）及び第1の1の(3)の事業により貸し付けた乳用牛の管理状況を取りまとめの上、自らが管理利用する取得物件と合わせて別紙様式第5号の運営状況報告書を作成し、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間（乳用牛にあつては4年間）、毎年5月31日までに会長に提出するものとする。</p>
<p>第7 消費税及び地方消費税の取扱い</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 生産者集団等及び生乳生産者団体等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第7号の酪農経営災害緊急支援対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を中央酪農会議に返還しなければならない。</p> <p>また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（生産者集団等及び生乳生産者団体等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。</p>	<p>第7 消費税及び地方消費税の取扱い</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 生産者集団等及び生乳生産者団体等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の酪農経営災害緊急支援対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を中央酪農会議に返還しなければならない。</p> <p>また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（生産者集団等及び生乳生産者団体等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。</p>
<p>第8 事業の実施期間</p> <p>この事業の実施期間は、令和8年度とする。</p>	<p>第8 事業の実施期間</p> <p>この事業の実施期間は、令和7年度とする。</p>
<p>第9～第11 [略]</p>	<p>第9～第11 [略]</p>
<p>別表 [略]</p>	<p>別表 [略]</p>

改正後

現行

別紙様式第1号

[新設]

令和 年度酪農経営災害緊急支援対策事業物品等管理台帳
 (取得物件のうち、簡易牛舎等(増築含む)、牛舎、飼養管理のための附帯施設の改築資材、その他貸付物件)

生産者集団等名 _____

酪農経営体等氏名 _____

実施時期				
品目				
単価				
員数				
総事業費(税込)				
補助金				
単体又は一式				
貸付年数				
耐用年数				
貸付開始年月日				
貸付終了年月日				
取得金額				
償却方法				
年償却額・率(円 or%)				
管理報告書確認日	1年目			
	2年目			
	3年目			
	4年目			
	5年目			
整備時点からの 変更点				

(注1) 上記の記載内容を満たしていれば、生産者集団等が定める様式に代えることができるものとする。

(注2) 簡易牛舎等(増築含む)及び牛舎、飼養管理のための附帯施設の改築のため

改正後	現 行																												
<p><u>の資材を除く取得物件で支給した物件については、利用経営体名、員数、単価、事業費等を記載した一覧表を整備すること。</u></p>																													
<p>別紙様式第<u>2</u>号</p> <p style="text-align: center;">酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付申請書</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 事業の内容 別紙様式第<u>2</u>号の別添のとおり</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 添付書類 (1)・(2) [略] (3) 別紙様式第<u>2</u>号の別添 (4) 生産者集団等又は生乳生産者団体等の「<u>みどりチェック</u>」チェックシート (5) 酪農経営体等の「<u>みどりチェック</u>」チェックシートの一覧 (注1)・(注2) [略]</p>	<p>別紙様式第<u>1</u>号</p> <p style="text-align: center;">酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付申請書</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 事業の内容 別紙様式第<u>1</u>号の別添のとおり</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 添付書類 (1)・(2) [略] (3) 別紙様式第<u>1</u>号の別添 (4) 生産者集団等又は生乳生産者団体等の<u>環境負荷低減</u>チェックシート (5) 酪農経営体等の<u>環境負荷低減</u>チェックシート(畜産経営体向け)一覧 (注1)・(注2) [略]</p>																												
<p>別紙様式第<u>2</u>号の別添</p>	<p>別紙様式第<u>1</u>号の別添</p>																												
<p style="text-align: center;">酪農経営災害緊急支援対策事業実施計画</p> <p>1 生産者集団等の概要 [略]</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">別紙様式第<u>2</u>号の別紙 1</td> <td>簡易牛舎等の整備</td> </tr> <tr> <td>別紙様式第<u>2</u>号の別紙 2</td> <td>緊急避難等支援</td> </tr> <tr> <td>別紙様式第<u>2</u>号の別紙 3</td> <td>乳用牛導入支援</td> </tr> <tr> <td>別紙様式第<u>2</u>号の別紙 4</td> <td>牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等</td> </tr> <tr> <td>別紙様式第<u>2</u>号の別紙 5</td> <td>乳房炎防止対策</td> </tr> <tr> <td>別紙様式第<u>2</u>号の別紙 6</td> <td>電力確保支援</td> </tr> <tr> <td>別紙様式第<u>2</u>号の別紙 7</td> <td>飲料水等の確保支援</td> </tr> </table>	別紙様式第 <u>2</u> 号の別紙 1	簡易牛舎等の整備	別紙様式第 <u>2</u> 号の別紙 2	緊急避難等支援	別紙様式第 <u>2</u> 号の別紙 3	乳用牛導入支援	別紙様式第 <u>2</u> 号の別紙 4	牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等	別紙様式第 <u>2</u> 号の別紙 5	乳房炎防止対策	別紙様式第 <u>2</u> 号の別紙 6	電力確保支援	別紙様式第 <u>2</u> 号の別紙 7	飲料水等の確保支援	<p style="text-align: center;">酪農経営災害緊急支援対策事業実施計画</p> <p>1 生産者集団等の概要 [略]</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">別紙様式第<u>1</u>号の別紙 1</td> <td>簡易牛舎等の整備</td> </tr> <tr> <td>別紙様式第<u>1</u>号の別紙 2</td> <td>緊急避難等支援</td> </tr> <tr> <td>別紙様式第<u>1</u>号の別紙 3</td> <td>乳用牛導入支援</td> </tr> <tr> <td>別紙様式第<u>1</u>号の別紙 4</td> <td>牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等</td> </tr> <tr> <td>別紙様式第<u>1</u>号の別紙 5</td> <td>乳房炎防止対策</td> </tr> <tr> <td>別紙様式第<u>1</u>号の別紙 6</td> <td>電力確保支援</td> </tr> <tr> <td>別紙様式第<u>1</u>号の別紙 7</td> <td>飲料水等の確保支援</td> </tr> </table>	別紙様式第 <u>1</u> 号の別紙 1	簡易牛舎等の整備	別紙様式第 <u>1</u> 号の別紙 2	緊急避難等支援	別紙様式第 <u>1</u> 号の別紙 3	乳用牛導入支援	別紙様式第 <u>1</u> 号の別紙 4	牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等	別紙様式第 <u>1</u> 号の別紙 5	乳房炎防止対策	別紙様式第 <u>1</u> 号の別紙 6	電力確保支援	別紙様式第 <u>1</u> 号の別紙 7	飲料水等の確保支援
別紙様式第 <u>2</u> 号の別紙 1	簡易牛舎等の整備																												
別紙様式第 <u>2</u> 号の別紙 2	緊急避難等支援																												
別紙様式第 <u>2</u> 号の別紙 3	乳用牛導入支援																												
別紙様式第 <u>2</u> 号の別紙 4	牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等																												
別紙様式第 <u>2</u> 号の別紙 5	乳房炎防止対策																												
別紙様式第 <u>2</u> 号の別紙 6	電力確保支援																												
別紙様式第 <u>2</u> 号の別紙 7	飲料水等の確保支援																												
別紙様式第 <u>1</u> 号の別紙 1	簡易牛舎等の整備																												
別紙様式第 <u>1</u> 号の別紙 2	緊急避難等支援																												
別紙様式第 <u>1</u> 号の別紙 3	乳用牛導入支援																												
別紙様式第 <u>1</u> 号の別紙 4	牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等																												
別紙様式第 <u>1</u> 号の別紙 5	乳房炎防止対策																												
別紙様式第 <u>1</u> 号の別紙 6	電力確保支援																												
別紙様式第 <u>1</u> 号の別紙 7	飲料水等の確保支援																												

改正後	現 行
<p>別紙様式第2号の別紙8 非常用電源等の整備 別紙様式第2号の別紙9 搾乳継続計画 別紙様式第2号の別紙10 酪農経営継続支援の推進</p> <p>別紙様式第2号の別紙1～別紙様式第2号の別紙7 [略] 別紙様式第2号の別紙8 非常用電源等の整備</p> <p>1 非常用電源等の整備・酪農経営体への支給又は貸付け [略] (注1) [略] (注2) 別紙様式第2号の別紙9の各団体の搾乳継続計画を添付すること。 (注3) [略]</p> <p>2 非常用電源等のリース会社からの借り受け・酪農経営体への貸付け [略] (注1) [略] (注2) 別紙様式第2号の別紙9の各団体の搾乳継続計画を添付すること。 (注3) [略]</p> <p>別添1・別添2 [略] 別紙様式第2号の別紙9・別紙様式第2号の別紙10 [略] 別紙様式第3号 酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付変更承認申請書 [略] 1 [略] 2 別紙様式第2号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。</p> <p>別紙様式第4号 [略] 別紙様式第5号 酪農経営災害緊急支援対策事業実績報告書</p>	<p>別紙様式第1号の別紙8 非常用電源等の整備 別紙様式第1号の別紙9 搾乳継続計画 別紙様式第1号の別紙10 酪農経営継続支援の推進</p> <p>別紙様式第1号の別紙1～別紙様式第1号の別紙7 [略] 別紙様式第1号の別紙8 非常用電源等の整備</p> <p>1 非常用電源等の整備・酪農経営体への支給又は貸付け [略] (注1) [略] (注2) 別紙様式第1号の別紙9の各団体の搾乳継続計画を添付すること。 (注3) [略]</p> <p>2 非常用電源等のリース会社からの借り受け・酪農経営体への貸付け [略] (注1) [略] (注2) 別紙様式第1号の別紙9の各団体の搾乳継続計画を添付すること。 (注3) [略]</p> <p>別添1・別添2 [略] 別紙様式第1号の別紙9・別紙様式第1号の別紙10 [略] 別紙様式第2号 酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付変更承認申請書 [略] 1 [略] 2 別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。</p> <p>別紙様式第3号 [略] 別紙様式第4号 酪農経営災害緊急支援対策事業実績報告書</p>

改 正 後	現 行
<p>〔略〕</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 事業の内容 別紙様式第5号の別紙1から別紙様式第5号の別紙10までのとおり</p> <p>3～6 〔略〕</p> <p>7 添付書類</p> <p>(1) 生産者集団等又は生乳生産者団体等の「<u>みどりチェック</u>」チェックシート</p> <p>(2) 酪農経営体等の「<u>みどりチェック</u>」チェックシートの一覧</p> <p>(注) 1 別紙様式第2号の別紙に準じて作成すること。 2～4 〔略〕</p> <p>別紙様式第5号の別添 〔略〕</p> <p>別紙様式第6号・別紙様式第7号 〔略〕</p>	<p>〔略〕</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 事業の内容 別紙様式第4号の別紙1から別紙様式第4号の別紙10までのとおり</p> <p>3～6 〔略〕</p> <p>7 添付書類</p> <p>(1) 生産者集団等又は生乳生産者団体等の<u>環境負荷低減</u>チェックシート</p> <p>(2) 酪農経営体等の<u>環境負荷低減</u>チェックシート（畜産経営体向け）一覧</p> <p>(注) 1 別紙様式第1号の別紙に準じて作成すること。 2～4 〔略〕</p> <p>別紙様式第4号の別添 〔略〕</p> <p>別紙様式第5号・別紙様式第6号 〔略〕</p>

附 則（令和8年4月10日付け中酪（生振）発第24号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和8年4月1日から適用するものとする。